

西宮市国民健康保険総合健康診断（人間ドック）受診費用助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険の被保険者の健康づくり意識の向上及び生活習慣病の予防を図り、被保険者の健康の保持増進に寄与するため、総合健康診断（以下「人間ドック」という。）の受診費用の一部を助成する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者等）

第2条 人間ドックの受診費用の助成を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 受診日の属する年度の4月1日現在における西宮市国民健康保険の加入者であり、かつ、受診日まで継続して加入していること。
- (2) 受診日の属する年度末において40歳以上であり、かつ、受診日現在において74歳以下であること。
- (3) 受診日の属する年度の西宮市国民健康保険特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき西宮市国民健康保険が実施するもの。以下「特定健診」という。）の受診対象者であること。
- (4) 受診日の属する年度に特定健診を受診していないこと。
- (5) 受診日の属する年度の前年度まで（受診日の属する年度の5月31日までに第5条に規定する申請があった場合は、受診日の属する年度の前々年度まで）の西宮市国民健康保険料を滞納していないこと。

2 受診費用の助成は、各年度において1回を限度とする。

（助成）

第3条 助成は、別表に定める健診機関において、当該健診機関が実施する同表に掲げるコースを受診した場合に行う。

（申請）

第4条 人間ドックの受診費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、健診機関でコース及び受診日時を予約した後、受診日の2週間前までに国民健康保険被保険者証（以下「保険者証」という。）及び西宮市特定健診受診券（以下「受診券」という。）を提示して、西宮市国民健康保険総合健康診断（人間ドック）受診費用助成申請書（様式1号）を市長に提出することにより、申請（以下「申請」という。）をしなければならない。ただし、申請者が受診券の交付を受けるまでに申請する場合は、受診券の提出を要しない。

（助成券の交付）

第5条 市長は、申請について、第2条に規定する要件を満たすと認められるときは、西宮市国民健康保険総合健康診断（人間ドック）受診費用助成券（様式2号。以下「助成券」という。）を申請者に交付するものとする。

(費用負担)

第6条 人間ドックの受診に係る受診費用の負担は、別表に定める自己負担額を健診機関が申請者より徴収し、残額については、健診機関が市長に請求することにより、市が支払うものとする。

- 2 申請者が、助成券に記載されたコースの他に検査等を受けた場合は、当該検査等に係る費用は全額申請者の負担とする。
- 3 健診機関が、助成券、受診券及び被保険者証（以下「助成券等」という。）を確認せずに人間ドックを実施した場合は、市は、第1項に規定する支払いはしないものとする。
- 4 健診機関が、助成券等を確認したにもかかわらず、申請者が別に定める助成の要件を満たさない場合であって、当該助成券等が偽造されたものであるとき、その他の健診機関の責めに帰することのできない事由があるときは、市は、第1項に規定する支払いをするものとする。

(受診方法)

第7条 申請者は、助成券等及び健診機関が定める必要書類を提示して、予約した受診日時に健診機関で受診するものとする。ただし、申請者が受診券の交付を受けるまでに申請をした場合であって、受診日が受診券の交付を受ける日までであるときは、受診券の提示は要しない。

(変更手続)

第8条 助成券の交付を受けた者が、人間ドックの受診中止又は予約変更をしようとするときは、直ちにその旨を健診機関及び市長に申し出なければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和63年8月1日から実施する。

2 削除

別表（削除）

付 則

1 この要綱は、平成元年3月1日から実施する。

2 改正後の西宮市国民健康保険総合健康診断（人間ドック）事業実施要綱第2条第1項第2号の規定は、平成元年度以降の受診について適用し、昭和63年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、令和2年2月1日から実施する。

2 改正後の要綱は、令和2年度以降の受診について適用し、令和元年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から実施する。
- 2 改正後の要綱は、令和2年度以降の受診について適用し、令和元年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表（第3条、第6条関係）

健診機関	コース	受診費用 (税込)	市助成額	自己 負担額
西宮市立中央病院	半日一般ドック	44,000 円	28,000 円	16,000 円
	半日脳ドック	46,200 円	29,400 円	16,800 円
	半日心臓ドック①	66,000 円	42,000 円	24,000 円
	半日心臓ドック②	48,400 円	30,800 円	17,600 円
	半日心臓ドック③	40,700 円	25,900 円	14,800 円
	半日一般脳付ドック	71,500 円	44,000 円	27,500 円
	1日ドック(脳付)	99,000 円	44,000 円	55,000 円
	1泊2日ドック	94,600 円	44,000 円	50,600 円
	1泊2日ドック(脳付)	124,300 円	44,000 円	80,300 円
	1泊2日ドック(肺付)	115,500 円	44,000 円	71,500 円
	1泊2日ドック(脳・肺付)	145,200 円	44,000 円	101,200 円
西宮市医師会診療所	Aコース	20,592 円	13,102 円	7,490 円
	Aコース(バリウム未実施)	13,607 円	8,657 円	4,950 円
	Bコース	37,400 円	23,800 円	13,600 円
	Bコース(胃カメラ)	40,700 円	25,900 円	14,800 円
	Bコース(バリウム、胃カメラ未実施)	30,404 円	19,344 円	11,060 円
	Cコース	43,450 円	27,650 円	15,800 円
	Cコース(胃カメラ)	46,750 円	29,750 円	17,000 円
	Cコース(バリウム、胃カメラ未実施)	36,454 円	23,194 円	13,260 円
	スペシャルコース	56,650 円	36,050 円	20,600 円
	スペシャルコース(胃カメラ)	59,950 円	38,150 円	21,800 円
	スペシャルコース(バリウム、胃カメラ未実施)	49,654 円	31,594 円	18,060 円
北口保健福祉センター検診施設	健康ドック	16,900 円	10,470 円	6,430 円
高田上谷病院	半日ドック 一般	27,500 円	17,500 円	10,000 円
	半日ドック シルバー	55,000 円	35,000 円	20,000 円
	1日ドック ゴールド	75,370 円	44,000 円	31,370 円
	1日ドック プラチナ	80,463 円	44,000 円	36,463 円
谷向病院健診センター	西宮市ドック	39,600 円	25,200 円	14,400 円

(様式1号)

様式1号(国保第4条、後期第4条関係)

西宮市 国民健康保険 後期高齢者医療制度

総合健康診断(人間ドック)受診費用助成申請書

西宮市長 様

20 年 月 日

西宮市総合健康診断(人間ドック)の受診費用の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

受付番号

Application form table with fields for insurance numbers, applicant name, address, hospital selection, and appointment date.

Notes regarding insurance payment, eligibility, and application rules.

Table for eligibility review (要件審査) with columns for qualification, insurance status, age, and assistance.

Signature and stamp area for the applicant, hospital representative, and the office.

(様式2号)

様式2号(国保第5条、後期第5条関係)

西宮市 国民健康保険
 後期高齢者医療制度
総合健康診断(人間ドック)受診費用助成券

20 年 月 日

西宮市長

受付番号

国保保険者番号	280057	被保険者証番号							
後期保険者番号	39282041	(国保の場合:左詰で枝番不要)							
フリガナ		生年月日	明治	年	月	日			
受診者氏名		大昭和							
住所	西宮市	電話							
受診機関	<input type="checkbox"/> 西宮市立中央病院	<input type="checkbox"/> 半日一般ドック	1						
		<input type="checkbox"/> 半日脳ドック	2						
		<input type="checkbox"/> 半日心臓ドック	H						
		<input type="checkbox"/> 半日一般脳付ドック	4						
		<input type="checkbox"/> 1日ドック(脳付)	0						
		<input type="checkbox"/> 1泊2日ドック	5						
		<input type="checkbox"/> 1泊2日ドック(脳付)	6						
		<input type="checkbox"/> 1泊2日ドック(肺付)	7						
	<input type="checkbox"/> 1泊2日ドック(脳・肺付)	8							
	<input type="checkbox"/> 西宮市医師会診療所	<input type="checkbox"/> Aコース	A						
		<input type="checkbox"/> Bコース	B						
		<input type="checkbox"/> Bコース(胃カメラ)	X						
		<input type="checkbox"/> Cコース	C						
<input type="checkbox"/> Cコース(胃カメラ)		Y							
<input type="checkbox"/> 北口保健福祉センター検診施設	<input type="checkbox"/> スペシャルコース	S							
	<input type="checkbox"/> スペシャルコース(胃カメラ)	Z							
<input type="checkbox"/> 高田上谷病院	<input type="checkbox"/> 健康ドック	9							
	<input type="checkbox"/> 半日ドック 一般	D							
	<input type="checkbox"/> 半日ドック シルバー	E							
<input type="checkbox"/> 谷向病院健診センター	<input type="checkbox"/> 1日ドック ゴールド	F							
	<input type="checkbox"/> 1日ドック プラチナ	G							
<input type="checkbox"/> 西宮市ドック	I								
受診(予約)日	20 年 月 日 (曜日)	～	月 日 (曜日)						
健診受診券(申請時)	有・無 (自宅にある・再発行中)								

(注意事項)

1. 受診コースに定めのない検査については、すべて受診者の自己負担となります。予約されたコース以外の受診はできませんので、コースを変更する場合は、受診機関および国民健康保険課または高齢者医療保険課に申し出てください。
2. この受診費用助成券は、受診の際に、受診機関へ提出し、受診機関の窓口で受診するコースの自己負担額をお支払いください。なお、当日、受診費用助成券の提出がない場合は、全額を自己負担していただく場合があります。
3. この受診費用助成券の「受診者氏名」欄に記名された人以外は、この券を使用できません。
4. **上記記載の受診日に必ず受診してください。**やむを得ない事情により受診日を変更しようとするときは、受診日の1週間前までに受診機関および国民健康保険課または高齢者医療保険課に申し出てください。
5. 人間ドックを受診した人は、特定健康診査または長寿健康診査を受診したことになります。受診結果により、保健事業の対象となった人へは担当(保健師や委託業者等)から連絡させていただくことがあります。
6. 人間ドックの受診費用助成申請後であっても、助成要件を満たさなくなった場合、費用の助成ができなくなりますのでご注意ください。また、人間ドックを受診した後に助成要件を満たしていなかったことが判明した場合、助成費用を返還していただきます。